

桑名市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第20号

桑名市行政組織規則等の一部を改正する規則

(桑名市行政組織規則の一部改正)

第1条 桑名市行政組織規則(平成16年桑名市規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

地域コミュニティ部		地域コミュニティ課	地域コミュニティ係 市民活動センター
		生涯学習課	生涯学習係
		ながしま遊館事務局	
		スポーツ振興課	スポーツ振興係

」を「

地域コミュニティ部		地域コミュニティ課	地域コミュニティ係 市民活動センター
		生涯学習課	生涯学習係
		スポーツ振興課	スポーツ振興係 地域クラブ支援係

」に、「

事業推進課	事業計画係 事業用地係
-------	-------------

」を「

事業推進課	事業計画係 土地区画整理・用地係
-------	------------------

」に改める。

別表第1の2中「

生涯学習課	くわなメディアライヴ事務局
-------	---------------

」を「

生涯学習課	くわなメディアライヴ事務局
	ながしま遊館事務局

」に改める。

別表第2 防災・危機管理課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削る。

別表第2 市民環境部の表人権政策課の項に次の1号を加える。

5 こどもの権利擁護委員会に関すること。

別表第2 地域コミュニティ部の表ながしま遊館事務局の項を削り、同表スポーツ振興課の項に次の1号を加える。

8 部活動地域展開に関すること。

別表第2 子ども未来部の表幼保支援課の項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 乳児等通園支援事業に関すること。

別表第2 社会基盤整備部の表事業推進課の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 土地区画整理事業に関すること。

別表第2 都市創造部の表都市計画課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2の2 防災・危機管理課危機管理室の項に次の2号を加える。

14 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく施策に関すること。

15 危機管理に係る情報の収集、分析及び総合調整に関すること。

別表第2の2 生涯学習課くわなメディアライヴ事務局の項の次に次の1項を加える。

生涯学習課 ながしま遊館事務局	1 ながしま遊館の総合受付に関すること。
	2 ながしま遊館の総合事業に関すること。

	3 水郷テラスに関すること。
	4 各施設の連絡調整に関すること。
	5 各施設の所属に属さないながしま遊館の管理に関すること。

(桑名市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 桑名市職員の管理職手当に関する規則（平成16年桑名市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分		職名	手当月額
市長部局	本庁	統括監	90,200円
		部長（公室長を含む。）	83,600円
		理事（部に置く理事を除く。）	
		局長	80,800円
		理事（部に置く理事に限る。）	78,000円
		部次長	65,900円
		統括監補佐	
		課長（子ども総合センター長及び桑名駅周辺整備事務所長を含む。）	58,300円
		課内室長（サテライトオフィス室長及び子ども発達・小児在宅支援室長を含む。）（行政職給料表6級の職にある職員に限る。）	49,700円
		政策監	
		主幹	37,100円
		政策員	33,000円
		社会福祉事務所長	65,900円
		出先機関	地区市民センター所長（行政職給料表7級の職にある職員に限る。）
	市民会館館長（行政職給料表6級の職にある職員に限る。）		54,100円
	人権センター所長		
	地区市民センター所長（行政職給料表6級の職にある職員に限る。）		
	清掃センター所長		49,700円
	くわなメディアライヴ事務局総合館長		
	ながしま遊館事務局総合館長		
	図書館長（行政職給料表6級の職にある職員に限る。）		
	博物館長（行政職給料表6級の職にある職員に限る。）		
	主幹		37,100円
	保育所長、桑名市子ども・子育て応援センター長（行政職給料表6級の職にある職員に限る。）		
	児童館長（行政職給料表6級の職		

	にある職員に限る。)	
	まちづくり拠点施設所長(行政職給料表6級の職にある職員に限る。)	
	パブリックセンター長(行政職給料表6級の職にある職員に限る。)	
	暫定再任用職員の管理職(週38時間45分勤務の職員に限る。)	
	暫定再任用職員の管理職(週31時間勤務の職員に限る。)	29,700円
会計管理者		65,900円 (ただし、行政職給料表6級の職にある職員については58,300円とする。)
会計ファンドマネジメント室	室長	58,300円
	主幹	37,100円
議会事務局	局長	83,600円
	次長	65,900円 (ただし、行政職給料表6級の職にある職員については58,300円とする。)
教育委員会事務局	部長	83,600円
	次長	65,900円
	教育監	
	課長	58,300円
	課内室長	49,700円
	政策監	
	主幹	37,100円
	園長(行政職給料表6級の職にある職員及び教育職給料表3級の職にある職員に限る。)	37,100円
	暫定再任用職員の管理職(週38時間45分勤務の職員に限る。)	
監査委員事務局	局長	58,300円
消防本部	消防正監	83,600円
	消防監	65,900円
	消防司令長	58,300円(3年以上) 54,100円(3年未満)
	暫定再任用職員の管理職(週38時間45分勤務の職員に限る。)	37,100円
	暫定再任用職員の管理職(週31時間勤務の職員に限る。)	29,700円

備考 この表中「暫定再任用職員の管理職」とは、桑名市定年退職者等の暫定再任用に関する規則(令和5年桑名市規則第7号)別表の行政職暫定再任用職員等級別基準職務表に規定する4級以上の職務の級に属する職又は教育職暫定再任用職員等級別基準職務表に規定する2級以上の職務の級に属する職をいう。

(桑名市社会福祉事務所处務規則の一部改正)

第3条 桑名市社会福祉事務所处務規則(平成16年桑名市規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1 福祉事務所の部幼保支援課の項事務分掌の欄中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 乳児等通園支援事業に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。